

■引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)の用途について

□平成29年度予算における地方消費税交付金	885,800千円
うち社会保障財源化分	364,742千円

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日から5%から8%へ引き上げられたことに伴い、消費税収(現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、社会保障財源化することとされており、地方団体においても、地方消費税収の引上げ分を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

以上の趣旨を踏まえ、本市平成29年度当初予算における、引き上げ分の地方消費税収は、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費への充当され、以下のとおりになります。

□社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分			平成 29年度 予算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	市債	その他		引き上げ分の 地方消費税
社会福祉	社会福祉費	老人福祉対策費	122,336	56,989	0	1,522	63,825	8,690
		障害者医療費	72,482	33,151	0	0	39,331	5,456
		難病患者福祉対策費	90	45	0	0	45	6
		地域生活支援事業費	74,991	32,880	0	0	42,111	5,961
		障害者福祉対策費	33,330	24,902	0	0	8,428	1,179
		障害者総合支援法事業費	1,045,964	777,322	0	0	268,642	36,908
		生活困窮者自立支援事業費	3,249	2,437	0	0	812	115
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,310,459	929,715	0	2,493	378,251	52,991
		母子福祉対策費	49,569	26,088	0	468	23,013	3,007
		子ども福祉対策費	161,169	38,246	0	0	122,923	16,482
生活保護費	生活保護費	1,233,033	974,214	0	2,283	256,536	36,437	
保健衛生	保健衛生費	予防費	3,546	2,555	0	0	991	125
		母子事業費	2,009	1,500	0	10	499	70
社会保険	国民健康保険費	国民健康保険費	464,284	315,700	0	0	148,584	21,104
	社会福祉費	介護保険費	578,790	0	0	0	578,790	82,209
	社会福祉費	後期高齢者医療費	767,721	105,908	0	0	661,813	94,002
合 計			5,923,022	3,321,652	0	6,776	2,594,594	364,742